平成２６年（フ）第１８０２号
福岡県古賀市薬王寺965番地４
破産者　中川ヨシエ
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８１２号
福岡市中央区荒戸２丁目４番23―608号
破産者　松村　義明
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８３０号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄北７丁目12番７号
破産者　田中工業こと　田中　祐介
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８３１号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄北７丁目12番７号
破産者　田中美由紀
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７８２号
福岡県福津市本木1056番地
破産者　倉元眞理子
1　決定年月日　平成27年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２２２号
徳島県吉野川市鴨島町飯尾550番地５　鴨島呉郷団地４号棟302号室
破産者　島勝佐英子
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４４１号
福岡県糟屋郡粕屋町長者原西２丁目５番15―202号　ネオパレス長者原
破産者　池田正二郎
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７９２号
福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵1283番地７　川子団地11棟403号
破産者　佐藤　悦子
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８１４号
福岡市城南区片江３丁目25番31―103号
破産者　伊東　功吉
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８１９号
福岡市西区姪の浜４丁目22番25―201号
破産者　青柳　秀樹
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１８０号
福岡県筑紫野市大字西小田764番地１
破産者　澤田　重信
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６２５号
福岡市西区福重団地９番908号
破産者　富田　澄子
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２０９号
札幌市清田区清田２条２丁目５番10号　有楽メディカルビル903号
破産者　野村　尚広
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２５６号
北海道石狩市花川北３条３丁目４番地　花川中央団地11―507
破産者　東田　秀明
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３８６号
宮城県仙台市太白区中田７丁目９－１サンシャインＷ　Ｄ102号室、住民票上の住所茨城県水戸市常磐町１丁目４番24号
破産者　河井　信尋
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２４８号
東京都足立区弘道１丁目14番３号　河原ビル204、開始決定時の住所東京都足立区南花畑３丁目８番10号　ムーンリットＴＯＷＮＢ館202
破産者　井上　正弘
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第４９３号
埼玉県草加市稲荷６丁目14番13号
破産者　土橋　栄子
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第５１１号
千葉県野田市中野台1044番地
破産者　石川　純一
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第５１２号
千葉県野田市中野台1044番地、住民票上の住所千葉県野田市中野台912番地の73
破産者　石川　英男
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係